

## 酒税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 輸出するために清酒を製造しようとする場合における酒類の製造免許の申請書に添付すべき書類を定めることとする。(第7条関係)
- 2 酒類の製造免許等の申請書について、住民票の写しの添付を要しないこととする。(第7条、第7条の2、第7条の3関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和2年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)